

ID: 263

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町公共下水道事業受益者負担に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成5年条例第10号		
<p>【基準】</p> <p>第2条、第4条及び第6条の規定による。 (受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人をいう。</p> <p>2 下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。 (受益者の負担金の額)</p> <p>第4条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同条の規定により公告された区域内のものの面積に1平方メートル当たり300円を乗じて得た額とする。ただし、算出した負担金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 管理者は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以降においてはすることができない。</p> <p>3 管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日